

登山計画作成のためのガイドラインの改訂について（第三次改訂）

令和 6（2024）年 11 月 22 日 学校安全課

1 改訂の目的

現行のガイドラインにおいて、表現が曖昧であった「冬季であっても積雪期の状態になく登山を認めるルート」「夏山における残雪及び雪溪を含むルート」における山行を認める基準を整理し、明確化を図るとともに、令和 5 年度より運用を開始している部活動指導員の取扱について追記すること。

（上記の改訂については、令和 6（2024）年 1 月 18 日付け「高校生の登山のあり方等に関する検討委員会について（通知）」により各委員へ報告の上、意見照会を行ったものであるが、委員より改訂の意図が不明確等の意見があったため、昨年度の改訂を見送り、今回検討委員会において改めて改訂の意図や内容を説明することとしていた。

2 主な改訂内容（詳細は別紙のとおり）

区 分	現行の取扱	課 題	改訂の概要
積雪期の状態になく登山を認めるルート	・冬山登山（積雪期の状態にある山への登山）及び雪上活動訓練は実施を認めない。 ・冬季であっても標高が低く、積雪期の状態になり山への登山に関しては、<u>教育委員会が登山計画審査会と協議の上指定した山及びルート（※）について実施を認める。</u>ただし、降雪があった場合は登山を中止する。 （※）平成 30（2018）年 12 月 17 日付け学安第 774 号「冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートについて（通知）」において、登山を認めるルートとして 14 ルート（標高 200～800m 程度）を示し、当該ルート以外であっても、登山計画審査会と協議の上、実施を認める場合もある旨通知している。	・「積雪期の状態」の定義が明確でなく、登山計画審査会を構成する委員の個人の考えで判断基準が変わってしまう懸念がある。 ・予め認められた 14 ルートが妥当かがわかりにくい。	・過去 30 年間の気温データや山の標高を用いて融雪が起こる基準を定め、<u>基準内の山については 14 ルート以外であっても登山計画の作成を認める。</u> ・登山計画審査会において有識者による確認を経た後、山行前日に気象庁の情報サイトでの積雪状況を確認の上、山行当日に有資格者の判断により実施の可否を決定する。 ・なお、降雪があった場合は登山を中止するという<u>基準は変更しない。</u> ⇒冬季の登山を認める基準を明確化するものであり、積雪期の状態にある山への登山を認めるものではない。
夏山における残雪及び雪溪を含むルート	・夏山における残雪及び雪溪については、<u>傾斜が緩やかで転滑落等の恐れがない場合には、山行を認める。</u> ・残雪または雪溪の状態は年によって異なることから、山行の可否については、その都度登山計画審査会における審査を経て決する。	・「傾斜が緩やか」「転滑落等の恐れがない」の定義が明確でなく、登山計画審査会を構成する委員の個人の考えで判断基準が変わってしまう懸念がある。	・傾斜等の基準を定め、<u>基準に合致する白馬岳外 2 ルートの山行を認める</u>（登山計画審査会での確認は引き続き必要）。 ・なお、早朝の時間帯を避けて通過することなどの条件を定め、山行前までに有資格者から残雪及び雪溪通過時の注意点や技術指導の講習を受けることとする。

3 改訂時期

令和 7（2025）年 3 月